

事 務 連 絡
令和7年3月28日

建設業団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

資本金借入金に係る経営事項審査の事務取扱いの方針について

令和6年6月に「第三次・担い手3法」が成立したところ、建設業を取り巻く環境や経済財政運営と改革の基本方針2024において資本金劣後ローンの利用促進が記載されていることを踏まえ、資本金借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて、令和7年7月頃以降の申請を対象に下記のとおりとすることを予定しております。

本取扱いの対象は、審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単体決算を申請している者のみと致します。

本連絡は、事前周知を目的としているため、経営事項審査の受審にあたっては、令和7年7月以前にあらためて発出する通知をご参考にされますようお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 経営事項審査における資本金借入金の取り扱いについて

自己資本とみなすことができる資本金借入金の要件は以下のとおりです。

- ・ 償還期間が5年超
- ・ 期限一括償還
- ・ 配当可能利益に応じた金利設定
- 業績連動型が原則
- 債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
- ・ 法的破綻時の劣後性の確保
(又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること)
- ・ 貸出主が金融機関（政府系含む）または別紙で示す制度の借入であること

* 償還期限が5年未満となった負債は、1年ごとに20%ずつ資本とみなす部分を逡減



2. 本取り扱いにより影響する経営事項審査の審査項目

【経営状況（Y点）】

- ・負債回転期間
- ・自己資本対固定資産比率
- ・自己資本比率

【経営規模（X点）】

- ・自己資本額

3. 本取り扱いに則した申請の流れ

- ①申請者は、資本金借入金を自己資本とみなして申請したい場合、公認会計士等（※）から別添様式（以下「証明書」という。）において資本金借入金に該当する借入金であること等の証明をうける。

※平成 20 年国土交通省告示 85 号「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の四 5 (二)イに規定する者

- ②申請者は、余白に資本金借入金のうち自己資本とみなす金額を記載した経営状況分析申請書（様式第二十五号の十一）等とともに、証明書の写し・契約書等の根拠資料を提出する。

- ③登録経営状況分析機関では、資本金借入金のうち自己資本とみなす金額を固定負債から控除し、自己資本に加えた額で経営状況分析結果通知書（様式第二十五号の十三）を発行する。

- ④申請者は、経営規模等評価申請書（様式第二十五号の十四）の自己資本額において、資本金借入金のうち自己資本とみなす金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して申請。

4. その他

- ・「経営状況（Y点）」、「経営規模（X点）」のいずれか片方のみにおける本取扱いは認めないことと致します。
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（様式第二十五号の十五）において、自己資本額に資本金借入金が含まれている場合は、その旨を表示させることを検討しております。（時期未定）

以上

金融機関からの借入以外で資本金借入金とみなせる制度

* 金融庁公表「資本金借入金関係 FAQ」から抜粋。今後変更になる可能性がございます。

制度名
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度 (日本政策金融公庫)
中小企業活性化協議会版「資金的借入金」
中小企業活性化協議会版「資金的借入金」 (新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付制度協調型)
災害対応型劣後ローン (日本政策金融公庫)
岩手産業復興機構による既往債権の買取制度
危機対応業務による中小・中堅・大企業向け劣後ローン (日本政策投資銀行・商工中金)
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による既往債権の買取制度
農林漁業経営資本強化資金

〈様式〉

公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書（案）

令和 年 月 日

所有資格
商号又は名称
氏名

〇〇株式会社において、令和 年 月 日時点の借入残高のうち、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が5年超	
	期限一括償還 ^{*1}	
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定 ^{*2}	
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保 ^{*3}	

^{*1} 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。

^{*2} 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること

^{*3} 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		
借入金額		
借入期間		年 月 日～ 年 月 日
当期決算日における残存年数		年以上 年未満
自己資本と扱う額 ^{*4}	当期決算日 (年 月 日)	
	前期決算日 (年 月 日)	

^{*4} 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。

〈様式〉

【記入例】 公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書（案）

令和 7 年 8 月 1 日

所有資格 建設業経理士 1 級
商号又は名称 国交省株式会社
氏名 国土 太郎

国交省株式会社において、令和 7 年 3 月 3 1 日時点の借入残高のうち、
50,000,000 円は、以下の〈貸出条件〉に該当し、【借入内容】に記載の内容が適当であることを証明します。

〈貸出条件〉

	要件	該当箇所
償還条件	償還期間が 5 年超	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 5.借入日 6.期限
	期限一括償還* ¹	〇〇金銭消費貸借契約証書 項目 7.返済方法
金利設定	配当可能利益に応じた金利設定* ²	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条
劣後性	法的破綻時の劣後性の確保* ³	〇〇金銭消費貸借契約証書 第〇〇条

*¹ 同等に評価できる長期の据置期間が設定されている場合は該当しない。
*² 業績連動型が原則。債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること
*³ 少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっている場合も該当する。

【借入内容】

科目		内容
貸出主		〇〇銀行
借入金額		50,000,000 円
借入期間		2015 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
当期決算日における残存年数		2 年以上 3 年未満
自己資本と 扱う額* ⁴	当期決算日 (2025 年 3 月 31 日)	20,000,000 円
	前期決算日 (2024 年 3 月 31 日)	30,000,000 円

*⁴ 「自己資本と扱う額」において、貸借対照表上の純資産との合算値は記載しない。